平成２４年（再イ）第４号

青森県八戸市南類家４丁目５番Ｂ２―23号

再生債務者　三浦　宏之

1　決議に付する再生計画案　平成24年６月25日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月31日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月31日まで

平成24年６月26日

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２４年（再イ）第２号

岐阜市石原１丁目34番地２

再生債務者　横山　英明

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成24年６月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。

平成24年６月26日　岐阜地方裁判所

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第４９号

青森市けやき２丁目７番Ｃ―607号

再生債務者　加藤　一尋

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年10月10日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年６月25日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２０年（再イ）第７号

青森県西津軽郡深浦町大字深浦字浜町268番地１

再生債務者　三浦　弘道

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年10月29日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年６月21日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第９８６号

埼玉県草加市氷川町1474―１

再生債務者　大石　健三

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成24年６月25日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第２号

長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁2356番地

再生債務者　宮﨑　利信

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成24年６月25日

長崎地方裁判所島原支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第９号

千葉県市原市辰巳台東１丁目８番地76

再生債務者　高石　和幸

1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年７月17日まで

4　一般異議申述期間　平成24年７月30日から平成24年８月13日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再ロ）第１３号

神戸市兵庫区大開通10丁目２番23―601号

再生債務者　増本　龍治

1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年７月20日まで

4　一般異議申述期間　平成24年７月27日から平成24年８月10日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１００５８号

神奈川県横浜市青葉区新石川１―38―１―406

再生債務者　遠藤　　大

1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年７月23日まで

4　一般異議申述期間　平成24年８月６日から平成24年８月27日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１２号

高知県香南市野市町下井1297番地９

再生債務者　片岡　博隆

1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年７月24日まで

4　一般異議申述期間　平成24年７月31日から平成24年８月14日まで

高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１号

山口県岩国市桂町１丁目２番37号

再生債務者　松本　孝一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年７月17日まで

平成24年６月25日　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（再ロ）第２７号

大阪府東大阪市岩田町５丁目15番32号

リューブリメーラ105号

再生債務者　松本　智廣

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年７月23日まで

平成24年６月25日

大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社丸喜（住所佐賀県鳥栖市養父町四八〇番地１）に対して当社の佐賀県鳥栖市養父町字塩塚四八〇の１の遊技場の経営等事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は平成二十四年六月十日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十七日

掲載頁　九十八頁（号外第一四〇号）

平成二十四年七月四日

岡山県倉敷市東塚七丁目一番二〇号

株式会社丸喜

代表取締役　藤澤　太郎

組織変更公告

当社はＳＯＬＡ株式会社の商号で平成二十四年八月九日付で株式会社に組織変更いたします。この組織変更に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年七月四日

福島県南相馬市原町区日の出町一七一番地三

ＳＯＬＡ合同会社

代表社員　小田々　豊

第43期決算公告

平成24年6月29日　東京都板橋区舟渡1丁目12番11号

鈴商ガスエンジニアリング株式会社

代表取締役社長　飯森喜美雄

貸借対照表の要旨（平成24年3月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	724,124	流動負債	436,343
固定資産	44,680	固定負債	60,020
有形固定資産	42,340	**負債合計**	**496,363**
無形固定資産	1,438	株主資本	272,441
投資その他の資産	902	資本金	30,000
		利益剰余金	242,441
		その他利益剰余金	4,020
		（うち当期純利益）	238,421
		評価・換算差額等	(53,136)
		純資産合計	**272,441**
資産合計	**768,804**	**負債・純資産合計**	**768,804**